

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料4-2

① 保育士の配置の特例に至る経過

本市の民間保育所における保育士の配置基準については、これまで、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」並びに「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」により、国の省令に基づき定める最低基準と市が上乗せで配置を求める加配基準を定め、運用を行ってきたところです。

ところが、平成28年2月、多様な保育の担い手確保の観点から、国の省令が改正され、当分の間、保育士の配置要件の緩和がなされ、本市の条例上も同様の改正を行ったことから、質の担保を図りつつ、市の加配保育士分についても整合を図るとともに、非常勤職員の常勤換算の方法も含め、「川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について」（以下、「特例通知」という。）のとおり取扱うこととしています。

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料4-2

② 保育士配置に係る特例（朝夕の時間帯等に係る特例）

条例改正により、朝夕の時間帯等で児童の数が少数であるとき、年齢別配置基準保育士が1人となる場合に、最低2人は配置しなければならない保育士の1人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいものとします（条例附則7項）。

また、この取扱いは、特例通知により延長保育時間帯にあっても同様とします。

なお、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、保育所等での保育業務従事期間が常勤相当で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修の地域型保育コースを修了した者とします（要綱5条第6項、特例通知）。

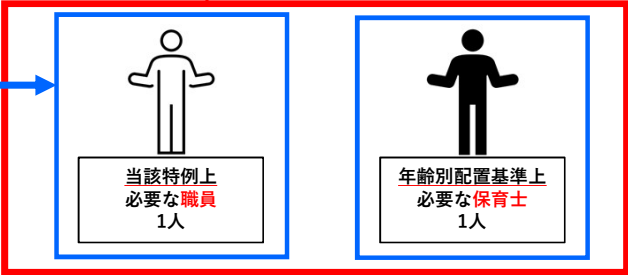
川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

③ 保育士配置に係る特例（朝夕の時間帯等に係る特例）

	年齢別配置基準				
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
現に保育を提供している児童数	1	2	3	6	12
年齢別配置基準	$1 \div 3$ 0.3	$2 \div 6$ 0.3	$3 \div 15$ 0.2	$6 \div 25$ 0.2	$0.3+0.3+0.2+0.2$ 1

認可基準条例の附則において
左図のように
年齢別配置基準が
1人となる場合には
さらに加えてもう1人
配置しなければならない

- 市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者
- ・ 保育所等での保育業務従事期間が常勤相当で1年以上ある者
 - ・ 家庭的保育者
 - ・ 子育て支援員研修の地域型保育コースを終了した者



川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

④ 保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤に係る特例）

《看護師・准看護師の配置に係る特例》

看護師等を1人に限り、年齢別配置基準、その他国基準保育士、市加配保育士で、保育士とみなして配置できます。ただし、在籍乳児数に応じて以下の次の要件を満たす必要があります。

看護師等の取扱い

在籍乳児数が3人以下の場合	<u>保育士と合同で保育を行う</u> →保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一空間内で保育を行わなければならない。 <u>保育に係る一定の知識や経験を有すること</u> →<u>保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、保育を行う場合は、子育て支援員研修のうち地域型保育コース等の受講を必須とする</u> →看護師等を新規採用するに当たり、当該看護師等を保育士とみなす前提で採用する場合は、原則として勤務開始前に子育て支援員研修等を修了していることが必要であるが、これによりがたい場合は、できる限り早期に子育て支援員研修の受講を開始することとし、未修了の期間は、同一グループでのフォローだけでなく、施設長等が支援を行うことが望ましい
その他	<u>在籍乳児数が4人以上の場合でも、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を推奨すること</u>

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料4-2

⑤ 保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤に係る特例）

《地域限定保育士の配置に係る特例》

神奈川県実施分に関り、保育士と同等に取扱います（条例29条6項）。

《保育士登録申請中（以下、「保育士（手続中）」という。）の者の配置に係る特例》

登録申請中の確認ができる者はその他国基準等又は市加配保育士とみなせます（特例通知）。

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料4-2

⑤ 保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤に係る特例）

≪ 小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他保育補助者の配置に係る特例 ≫

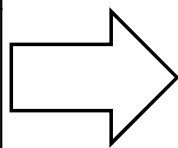
小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は看護師・准看護師と併せて、年齢別配置基準保育士の1／3（端数切捨）までとその他国基準等保育士としてみなせます。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、定員超過分に限り（条例附則8～10項）。また、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他の保育補助者は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、その他国基準等保育士としてみなしていない人数分に限り、市加配保育士としてみなせます（特例通知）。

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料4-2

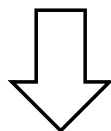
小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は看護師・准看護師と併せて、年齢別配置基準保育士の1／3（端数切捨）までとその他国基準等保育士としてみなせます。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、定員超過分に限ります。

年齢別配置基準	
定員に基づく必要保育士数	実員に基づく必要保育士数
12	13
定員超過分 <u>1人</u>	



$$13 \div 3$$

$$4.33\ldots$$



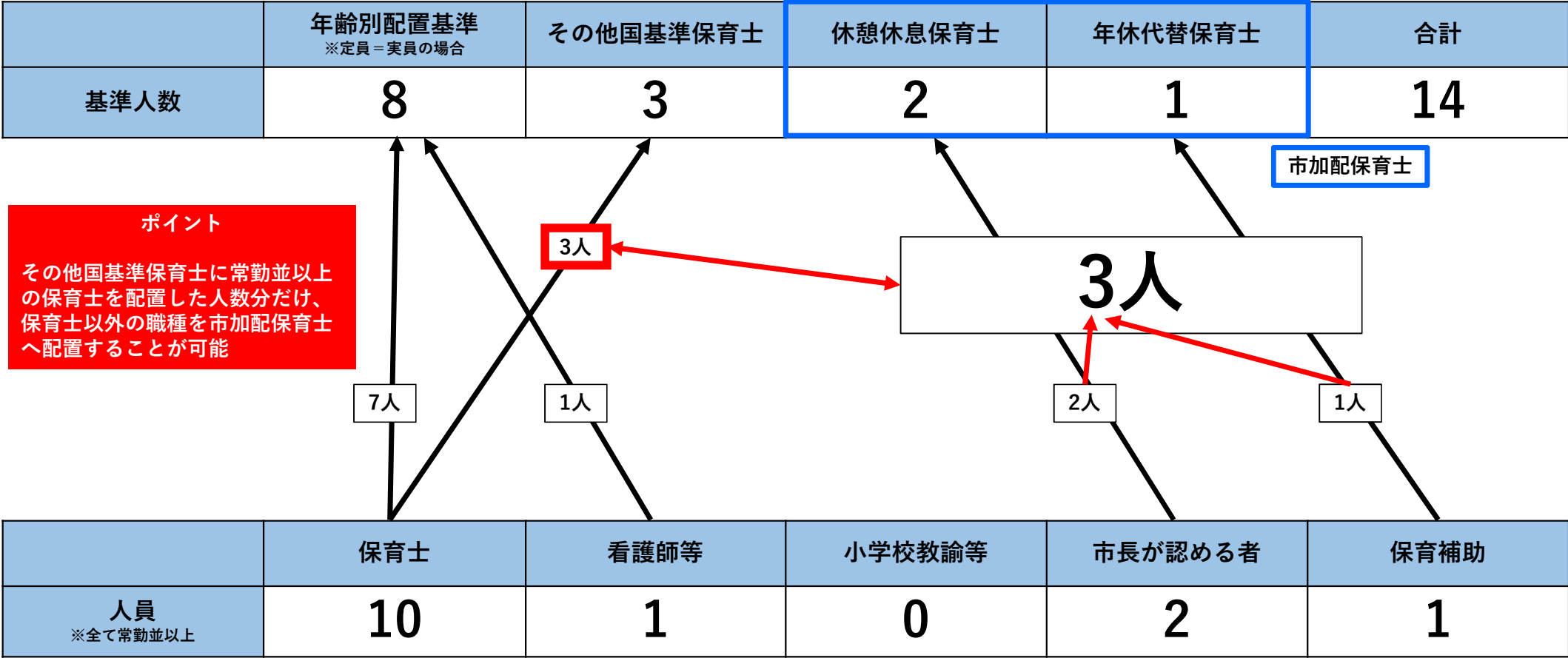
年齢別配置基準保育士の1／3
4

年齢別配置基準上の必要保育士数 <u>13</u>			
9	1	2	1
年齢別配置基準保育士の1／3 <u>4</u>			
人員 ※全て常勤並以上			
保育士	看護師等	小学校教諭等	市長が認める者
9	1	2	2

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料4-2

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他の保育補助者は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、その他国基準等保育士としてみなしていない人数分に限り、市加配保育士としてみなせます。



川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料4-2

⑤ 保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤に係る特例）

	年齢別配置基準		その他国基準保育士	市加配保育士
	定員分	超過分		
地域限定保育士	○	○	○	○
小学校教諭等	○ ※1/3まで	○ ※1/3まで	○ ※その他国基準保育士の人数内	○ ※その他国基準保育士の人数内
看護師等	○ ※1人に限る	○ ※1人に限る	○ ※1人に限る	○ ※1人に限る
	※在籍乳児数が3人以下の場合には、子育てに関する知識と経験を有する者を配置し、かつ、保育士による支援を受ける体制を確保すること ※在籍乳児数が4人以上の場合でも、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を推奨すること			
市長が認める者	×	○ ※1/3まで	○ ※その他国基準保育士の人数内	○ ※その他国基準保育士の人数内
保育士（手続中）	×	×	○	○
保育補助	×	×	×	○ ※その他国基準保育士の人数内

※産明け対応保育士についても、当面の間、市加配保育士と同様に全職種の配置を可能とします。なお、その場合、その他国基準保育士の人数の範囲内の制限はありません。（特例通知）

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料4-2

⑤ 保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤に係る特例）

《その他国基準等保育士及び市の加配保育士の常勤換算に係る特例》
（以下、「非常勤職員の常勤換算に係る特例」という。）

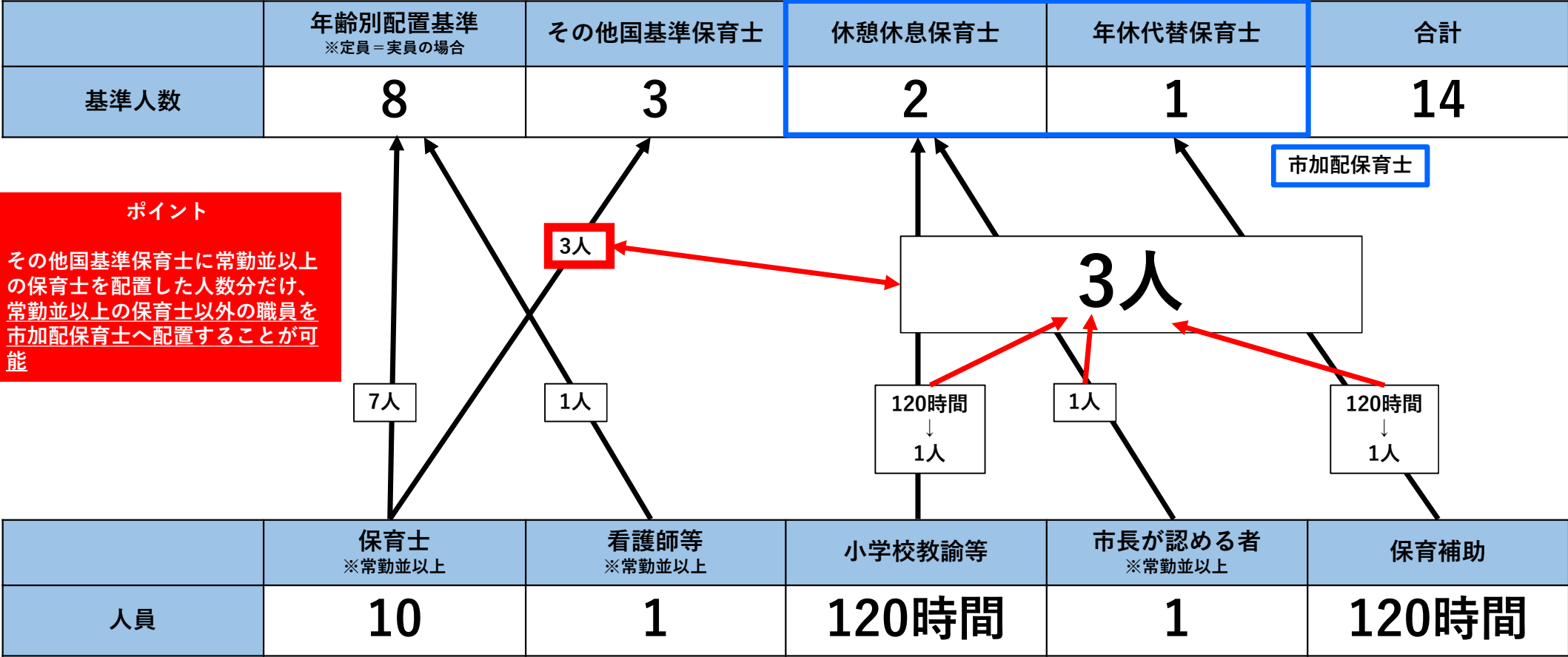
多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、該当者が非常勤職員の場合は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、前述の特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるものとします。

その場合、その他国基準等保育士としては、他の常勤職員の勤務時間数（例：160時間）をもって常勤換算を行えるものとし、市加配保育士（産明け対応保育士を含む）としては、120時間をもって常勤換算を行えるものとします（特例通知）。

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料4-2

多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、該当者が非常勤職員の場合は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、前述の特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるものとします。ただし、その他国基準等保育士としては、他の常勤職員の勤務時間数（例：160時間）をもって常勤換算を行えるものとし、市加配保育士（産明け対応保育士を含む）としては、120時間をもって常勤換算を行えるものとします。



川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料4-2

多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、該当者が非常勤職員の場合は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、前述の特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるものとします。ただし、その他国基準等保育士としては、他の常勤職員の勤務時間数（例：160時間）をもって常勤換算を行えるものとし、市加配保育士（産明け対応保育士を含む）としては、120時間をもって常勤換算を行えるものとします。

※施設の定める常勤の時間が160時間	年齢別配置基準 ※定員＝実員の場合	その他国基準保育士	休憩休息保育士	年休代替保育士	合計
基準人数	8	3	2	1	14

ポイント
 その他国基準保育士に常勤並以上の保育士を配置した人数分だけ、常勤並以上の保育士以外の職員を市加配保育士へ配置することが可能

